

# 指定通所介護（デイサービス）に関わる重要事項説明書

指定通所介護（デイサービス）の提供にあたり、当事業所が

様にご説明する重要事項は、次の通りです。

## 1. 事業所概要

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 事業所名    | デイサービス桜花     |
| (2) 指定事業所番号 | 2170113449   |
| (3) 所在地     | 岐阜市西島町2番5号   |
| (4) 代表者     | 理事長 梅田 正五    |
| (5) 電話番号    | 058-216-0007 |
| (6) F A X   | 058-216-0003 |

## 2. 職員等の体制

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 管理者     | 1名   |
| (2) 生活相談員   | 1名以上 |
| (3) 看護職員    | 1名以上 |
| (4) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員    | 2名以上 |

## 3. 営業日及び時間

- (1) 営業日：月曜日～土曜日、祝日  
但し、12/31～1/3はお休みです。
- (2) 時間：9：30～16：30

## 4. 定員 1日 20名

## 5. サービス提供地域 岐阜市 瑞穂市 北方町 本巣市 山県市

## 6. 提供サービスの概要

- ・栄養士の献立による適時適温適種の食事のサービスの提供。
- ・手すり付き浴槽、入浴サービスの提供。
- ・看護師による健康チェックと看護サービスの提供。
- ・介護福祉士及び2級ヘルパーによる専門的な各種介護サービスの提供。
- ・利用者に応じたレクリエーション及び日常生活動作訓練のサービスの提供。
- ・相談援助、介護方法の指導等を看護師、介護福祉士等の専門職による相談サービスの提供。
- ・送迎サービスの提供。

## 7. 運営理念

『医療機関が運営する事の特性を生かし、一般の要介護高齢者はもとより在宅における健康管理を特に必要とされる方々にも安心・安全かつ安定した日常生活を送っていただけるよう、これまでの福祉系サービスに加え、健康に関する専門的なサービスを充足させる事を持って幅広いニーズに対応できる介護を提供する事を目的として運営する。』

## 8. 利用料

当事業所のサービス利用料は、通所介護を7時間以上8間未満利用するものとして算定しており、次の通りです。

※基本サービス料 (1 単位 10.27 円)

- ・要介護 1 655 単位
- ・要介護 2 773 単位
- ・要介護 3 896 単位
- ・要介護 4 1018 単位
- ・要介護 5 1142 単位

※加算サービス料金

- ・個別機能訓練加算Ⅰ 56 単位
- ・個別機能訓練加算Ⅱ 20 単位/月
- ・入浴介助加算Ⅰ 40 単位
- ・入浴介助加算Ⅱ 55 単位 (該当する方のみ)
- ・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位
- ・科学的介護推進体制加算 40 単位/月
- ・介護職員処遇改善加算Ⅲ 総単位数の 2.3%

※その他 (日常生活上必要となる諸費用)

- ・食材料費 500 円/1 食
- ・紙パンツ 120 円/1 枚
- ・おやつ 100 円/1 食
- ・紙おむつ 130 円/1 枚
- ・尿取りパット 40 円/1 枚

※利用料金のお支払方法

料金・費用は 1 ヶ月毎に計算し、翌月 5 日以降に御請求いたしますので、下記のいずれかの方法でお支払  
ください。

金融機関口座からの自動引き落とし。

9. 緊急時の対応

必要に応じ医師と連絡を取り対応を図ります。また、ご家族にも連絡をとります。

10. 苦情申し立て相談窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談がございましたら下記までご連絡ください。

【相談・苦情窓口】

デイサービス桜花 北川 浩 Tel 058-216-0007  
梅田クリニック 河田圭司 Tel 058-295-5055

【公的な相談・苦情窓口】

岐阜市役所 介護保険課 Tel 058-265-4141  
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 Tel 058-275-9826

11. その他

- (1) 当事業所への送迎中及び当事業所内で起きた事故については、当事業所が責任を持って対応します。
- (2) 当事業所内で起きた盗難、紛失については、責任を負いかねますので必要以上の金銭や貴重品は持参  
されませんようお願いいたします。
- (3) 利用者の心身の状況から長時間のご利用が困難な場合、その他やむを得ない事情により長時間のご利  
用が困難な場合は、短時間で帰宅する事があります。その場合は料金の変更があります。
- (4) 天災、災害時は代表者と担当者の判断で、営業、時間等の変更がある場合があります。

当事業所は、介護予防通所介護サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所 デイサービス桜花

代表者 医療法人梅田クリニック 理事長 梅田 正五 印